

令和8年6月吉日

各 位

公益社団法人
能代市シルバー人材センター

夏場作業における熱中症予防対策へのご協力のお願い

令和7年6月1日より、職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行され、事業者に対する熱中症対策が義務化されました。

当センターでは、夏場の作業につきまして、気温や湿度が高い日、または熱中症警戒アラートが発表された場合には、作業時間の短縮や中止とさせていただくことがあります。その際は、後日あらためて作業を実施いたします。

また、会員には、作業中は1時間ごとに5分程度の休憩を取ることを目安とし、こまめな休憩と水分補給を行うように指導しております。

皆様にはご不便をおかけする場合もございますが、会員の安全確保のため、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。